

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

# 中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

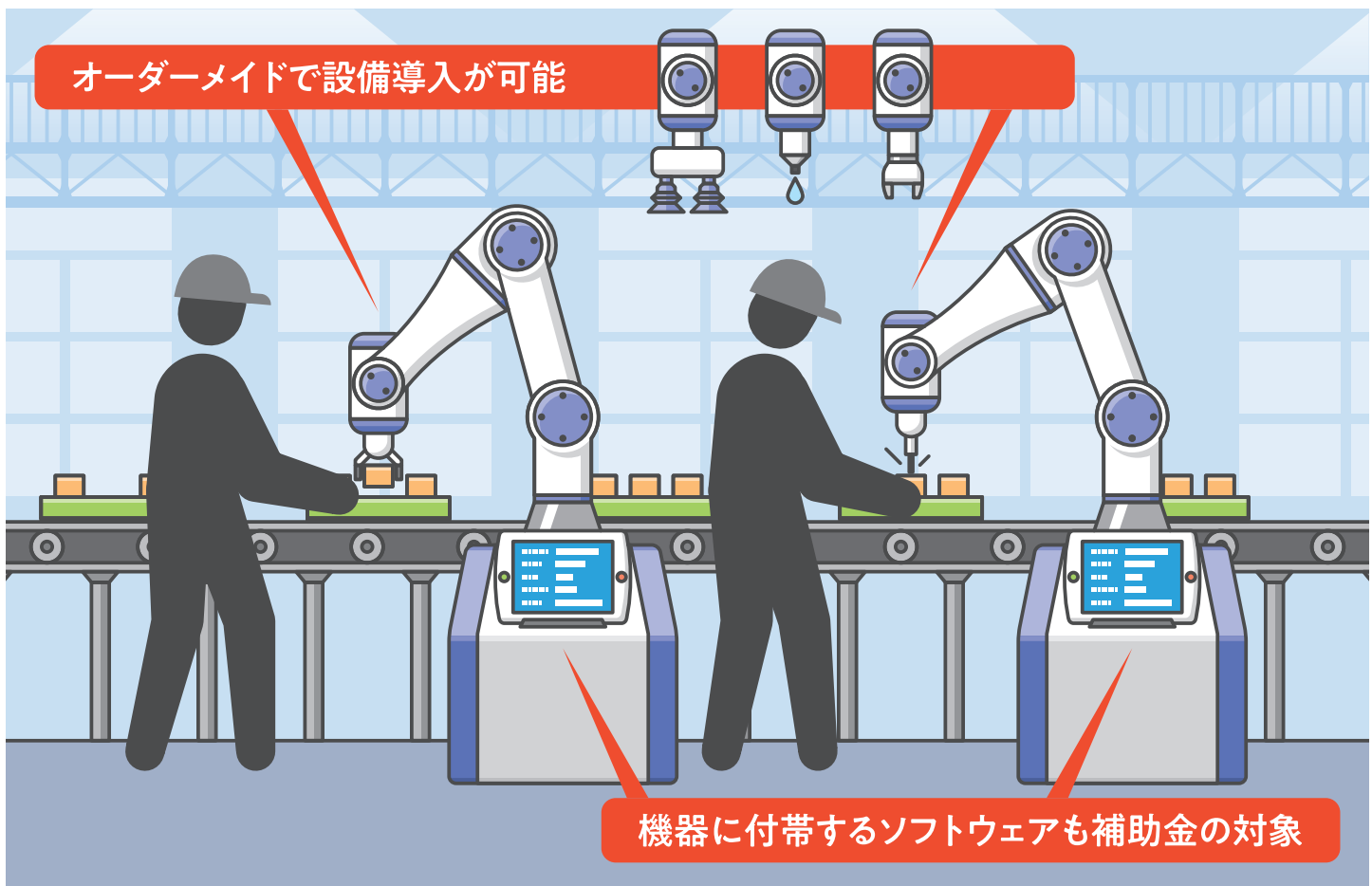
一般型 〔公募回制〕

補助率※  
中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額  
最大 **1億円**

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

**中小企業省力化投資補助金とは、**人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.  
**中小機構**

# 中小企業 省力化投資補助金 一般型

補助率※  
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額  
最大 1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

## ● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件
- ① 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
  - ② 給与支給総額の年平均成長率が+2%以上または1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加
  - ③ 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
  - ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。  
※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

- その他要件
- ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
  - ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
  - ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
  - ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

## ● 補助率と補助上限額

| 従業員数    | 補助率※          | 補助上限額   | 大幅な賃上げを行う場合 |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 5名以下    | 中小企業<br>1/2   | 750万円   | 1,000万円     |
| 6～20名   |               | 1,500万円 | 2,000万円     |
| 21～50名  |               | 3,000万円 | 4,000万円     |
| 51～100名 | 小規模・再生<br>2/3 | 5,000万円 | 6,500万円     |
| 101名以上  |               | 8,000万円 | 1億円         |

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

### 補助上限額がアップする 【大幅賃上げ特例】の適用要件

- ① 給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

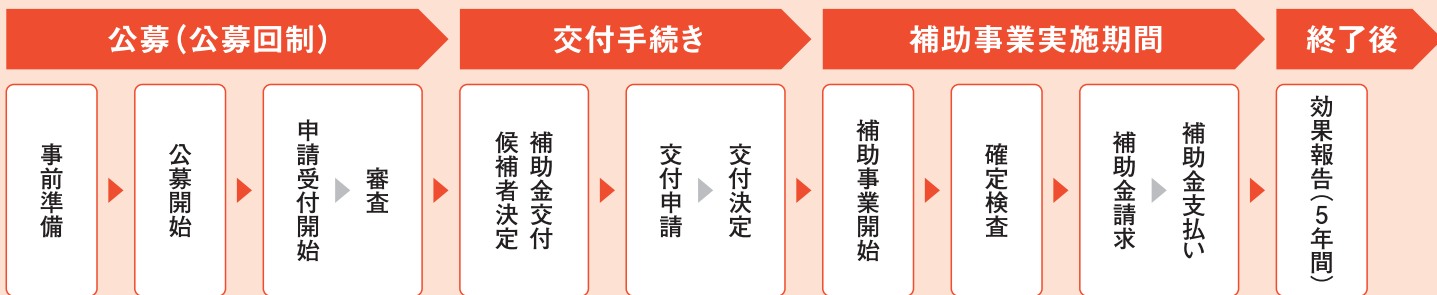
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。 ※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

### 補助率が2/3にアップする 【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模・再生事業者は除く。 ※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

## ● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの  
お問い合わせ

03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

簡易で即効性のある省力化投資に「カタログ注文型」もご活用ください!  
——— カタログから選んだ汎用製品を導入 ———